

平成 21 年度第 6 回税制調査会

日 時：平成 21 年 11 月 5 日（木）18 時 15 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、ただいまから第 6 回「税制調査会」を開会いたします。予算委員会等がありまして、開会が 6 時 15 分に延びたことをおわび申し上げたいと思いますが、本日は、前々回の積み残しと、各府省からの要望のヒアリングを行いたいと思います。

議事に入る前に、何点か留意事項を申し上げたいと思います。

まず、本日は、各府省からのヒアリングを行う関係で、御覧のような配席になっておりますので、御了承いただきたいと思います。

次に、今後の審議についてですが、明日も引き続きヒアリングを行い、各府省の要望事項等については、一とおりに聴取したいと思います。その後の審議の進め方については、来週の 10 日火曜日の企画委員会で議論いたしまして、その結果は、企画委員会の終了後に委員の皆様方に御連絡を申し上げたいと思います。

特段の御意見があれば、再来週の 17 日火曜日の税調全体会合でお伺いしたいと思います。

また、現在、租税特別措置 P T におきまして、政策税制措置の見直しの指針、いわゆる、ふるいにかけるという、ふるいについて検討を行っておりまして、来週の 10 日の企画委員会の終了後には、その結果を皆さん方に配付できるだろうと思います。

これにつきましては、11 月 17 日火曜日の税調で議論をすることを考えていますが、各府省におかれましては、租特 P T の政策税制措置の見直しの指針、いわゆるふるいを踏まえまして、さらなる要望の絞り込みを、あるいは既存の措置の縮減・廃止に向けて一層の努力をお願いしたいと思います。率直に申し上げて、情勢的には大変厳しゅうございますので、よろしく願い申し上げます。

次に、税制については技術的な問題が多いので、個々の要望の具体的内容について詰める必要があると思います。

このため、お互いにそれぞれの事務方に対して、要望内容の確認、詰めを行うよう指示することにしたいと思います。各府省においても、事務方に指示を下ろすようお願いを申し上げます。

最後に、前回申し上げましたとおり、事前に登録をいただいた府省については、本日と明日の府省のヒアリングの時間に限り、税制担当副大臣以外の副大臣、政務官の出席を認めることにしています。このため、ヒアリングの時間に合わせて、政務二役が来られる府省もありますので、時間厳守で議事進行をしたいと思います。

それでは、以上でもって進めていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

カメラさん、ひとつよろしく願い申し上げます。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、前々回の積み残しにつきまして、資産税というのが残っておりましたので、古本、小川両政務官から手短に御発言お願い申し上げたいと思います。

では、古本政務官、よろしくお願いします。

○古本財務大臣政務官

それでは、財務政務官の古本でございます。

お手元に、資産税という横書きの資料を配ってございます。こちらを御覧いただきながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

めくっていただきまして、1枚目でございます。相続税の今日に至るこれまでの課税の割合、負担割合並びに相続税収ということで記載をしてございます。

グラフにありますように、直近でまいりますと、課税割合、つまり、相続が100件発生すれば、一体どのくらいの方に相続税が発生しているかという割合であります、4.2ポイントということで、要は100人に4人、100件に4件という状況でございます。これは課税がピークでありました62年の7.9ポイントに比べまして、ギリ貧の状況になってきていると言わざるを得ないわけでございます。

また、棒グラフが示しておりますけれども、21年度ベースで見ますと、約1.5兆円でございますが、ピークの平成5年でご覧いただきますと、2.9兆円の相続税収があったわけでありまして、大変細っている。このことに関しまして、資産の再配分機能あるいは財源調達機能が低下をしていると言わざるを得ないということでございます。

それでは、どうしてこういうことになったのかということでございますが、めくっていただきまして、資料の2ページ目でございます。

これは、三大商業圏、三大圏の商業地並びに住宅地等のいわゆる地価公示の指数を見ているんですけれども、これは100をどこに置くかという御議論は恐らくあるかと思うんですが、例えばバブルに入る前の昭和58年ころを100と置いた場合、平成3年のピークの際には、三大圏商業地、黒四角の一番上ですが、指数100においたものが336まで地価が高騰しました。それが今現在、これは公示価格ベースで、78.5まで落ちているという状況でございます。

他方で、この間、御案内のとおり、大変地価の高騰に伴って相続税が大変高くなり、納税に困り、物納なされる方も増えて、いろんな社会的な要因も配慮いたしまして、累次にわたりまして実は課税ベースを大変下げてきたという経緯がございます。

具体的には、下の基礎控除のところ少し記載してございますが、昭和63年までは、2,000万円の定額部分にプラス法定相続人の数に応じて400万という計算であったものが、累次にわたる、ずばり言えば減税により、平成6年以降は御案内のとおり5,000万円プラス1,000万円かける法定相続人数というような形になってきたんですけれども、他方で地価が下がっていますので、この間の差分が結果としての相続税の面積を

削ってきた要因として背景にございます。

資料の3ページには、今、申し上げたブラケットのイメージと、少し基礎控除の変遷を記載したものがございます。資料をもって確認いただきたいと思います。

続きまして、4ページでございますが、併せて若干課題の提起をいたしますと、小規模宅地等の課税の特例というものがございまして、これはいわゆるバブルをピークに地価が上がった際に、何とかして小規模な事業用あるいは居住用の宅地の課税価格を少し減額をして差し上げるというものを導入したわけでございます。

具体的には、事業用の宅地であれば、昭和58年ごろは減額の割合が40%だったものが、現在は80%まで拡大してございます。併せて適用対象面積も200平米であったものを400平米まで拡大をしているということでございます。

こういった状況を見ますと、めくっていただいて5ページなんですけれども、具体事例で少し落としてみたいと思いますが、例えば、千代田区の神田を例に取りますと、相続財産が事業用土地200平米ありましたと、いわゆるその他の財産で1億円持っておられた方に相続が発生した場合、昭和58年当時は相続税額が2,419万円ございました。

当時の路線価、これは相続の課税標準になる路線価でございますが、この路線価が68万円/平米でございました。いわゆる平成3年のバブルのピークの際には、相続税額が実に1億8,918万円まで約8倍に跳ね上がりました。その原因は地価の高騰でございまして、平米単価が932万円に路線価も跳ね上がって、14倍に跳ね上がったという背景がございます。

これに伴いまして、累次にわたる課税ベースの引下げ、基礎控除の拡大をしてまいったんですが、現在の相続額が、平成21年に仮にこのケースで相続が発生すれば、実に592万円の相続税額ということで、実に32分の1に下がっているということでございます。

原因は明解でありまして、路線価が平米162万円に下がっているということでございます。つまり課税ベースを緩めたものの、一方で地価が高止まりではなく、むしろ大変下がっている、下落基調にある中であって、果たして資産税の基本である相続税の課税ベース、有り様がこのままでいいのであろうかという課題提起でございます。相続を機会に高齢者世帯間における資産格差が次世代へ引き継がれる可能性という観点もございます。格差が固定しない社会の構築ということも考えますと、今後、相続税の課税ベースや税率構造など資産税のあり方を、またこの場でも議論させていただきたいと考えております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、政務官よろしく願いいたします。

○小川総務大臣政務官

地方の資産税を簡潔に御説明申し上げます。

今まで法人と個人、それから、消費課税を御説明してまいりましたが、むしろ地方税にとっては、この資産税が基幹税目でございます。

最初の1ページ、固定資産税。これだけで9兆円近い、全体の4割の税収を占めております。3年ごとの評価替えで税率は1.4%でございます。

おめくりいただきまして、2ページ、固定資産税は一番下の黒帯が土地、真ん中の白帯が家屋、上が償却資産、3つの客体に対して課税をしております。割と安定的な税源でございます。地方にとっては非常に基幹的かつありがたい税目となっております。

3ページでございます。不動産取得税。全体で4,000億円ぐらいの税収でございます。基本的な税率は3%ないし4%でございます。宅地に関しては軽減しております。

おめくりいただきまして、4ページ、これから議論を進めてまいります地方税の特例措置でございますが、全体で338項目、うち固定資産税等が135、不動産取得税が80、これだけで大半を占めているという状況でございます。

所得課税関係は、国税の上に乗った制度が多い中で、この2つの物税については独自の議論が必要ということでございます。

5ページはその主なものでございます。新築住宅に係る特例措置で1,500億、こうした大きなものが一部でございます。

以下、参考資料でございます。都市計画税が最後の6ページでございます。全体で1兆円ということでございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいま説明のありました資産税等、前々回途中まで議論いたしましたけれども、間接税について資料を入れておりますが、自由討議に入りたいと思いますので、どなたでも御質問、御意見を出していただければと思います。

目の前のこの分厚い資料を見ると、フリー討議に入るのはちょっとどうかと思いますが、もしなければ、早速省庁のヒアリングに入りたいと思うんですが、いずれにしても、時刻割の順番におそらく何時ごろ来るといふふうになっていると思いますので、多少時間がありますので、率直にフリー討議をする時間がございますから、どうですか、相続税、固定資産税、割と重要な税目が出てきておりますけれども、これらの点について。もし前回の間接税のところ、直間比率の問題とか、少し時間があるから事務方の方から説明しましょうか。

それでは、資料が入っておりますから、直間比率の問題とか、そういった点についての説明を、国税の方からよろしく願いいたします。

○諏訪園財務省主税局調査課長

それでは、よろしく願いいたします。

お手元の資料でございますが、めくっていただきますと裏に目次が付いてございます。先般、御質問があった点などについて、整理してお示ししたいと思います。

最初が直間比率についての過去の議論等ということで、その次のページから、過去の議論の抜粋をここに掲げてございます。最初の4つは政府税調での答申を持ってきてございます。61年10月ですと、下線が引いてあるところに、「所得、消費、資産等の課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてのバランスの取れた税体系を構築することが肝要である」という言い方、その後63年でも所得・消費・資産のバランス論といった観点からの答申が出されてきております。

最後の2ページ目の一番下に、平成12年の答申がございます。下の4行を読ませていただきますと、「昭和63年及び平成6年の抜本的税制改革においては、所得課税を減税し、消費課税を充実する方向での改革が行われ、これらの改革は、『直間比率の是正』と呼ばれることがあります。直間比率は結果として決まってくるものですが、その比率を見る場合も、租税が必要な歳入を賄った上でのものであるのかどうかに留意しなければなりません」という辺りが、主なこれまでの答申でございます。

おめくりいただいて、3ページ目でございますが、一方、国会等での議論も併せて紹介させていただきますと、昭和62年の国会での議論でございますが、当時の大蔵大臣から、その直間比率といったものが、「永久の真理であるといったような意味での直間比率というものはちょっと申し上げられない」と、何かあるべき比率があるというわけではないという答弁をされております。

一方で、同時に、そのときの総理大臣は、「直間比率の是正論というものが非常に強まってきておりまして、今の状況でも大体、税制の改革は必要だな、云々」という答弁があります。

また、62年10月16日に政府・与党首脳会議というものが当時開かれた際に、下線にございますような、「直間比率の是正を含め所得・消費・資産等の間で均衡が取れた安定的な税体系を構築する」等々の文章がございました。

同じく62年の答弁として、当時の総理大臣から、「直間比率とはあらかじめア prioriに決まるべきものではなく結果として生じるべきものである、それが、しかし結果として直間比率の改正であるという表現があってもそこに不整合はない」という答弁がございまして、典型的な国会等での答弁を整理して掲げさせていただきました。

4ページ目は、日本におきます直間比率、国のみの場合、それから国・地方合計の場合のもの推移でございます。

5ページ目は、消費税、法人税、社会保険料の負担について、どういうふうに負担されているかということでございまして、最初は消費税の負担につきましては、消費者物価が、経済企画庁の当時の報告ですと、89年度に消費税導入に伴う1回限りの価

格上昇の影響もあって、前年度比 2.9% 上昇という 3% 引上げの影響等をふまえたものとなっております。

それから、3% から 5% に引き上げた時でございますが、これは非課税品目等々もございますので、4月に 1.4% 上昇、5月、6月は横ばいと、ほぼ試算数値の 1.5% 程度と見合う水準であったという紹介がされております。

次のページでございますが、法人税、社会保険料の負担についての御質問もございまして、そこに税制調査会の資料や社会保険料負担についての経済産業省のアンケートの調査結果を掲げております。

あとは、国際比較の資料について、御質問がありましたので付けさせていただきましたが、説明は省略させていただきます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。もしなければ、ちょうど時間が来ておりますので、各省ヒアリングに入っていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、経済産業省の事務方をお呼びください。

(経済産業省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

それでは、お手元にお配りしております各省ヒアリングの予定表に従って、まず、経済産業省からヒアリングを行いたいと思います。

説明者の席は、向こうに空けておりますので、そちらに移動して御説明いただきたいと思います。

時間が限られておりますので、メリハリを効かせていただいて、約 10 分程度で御説明いただいて、あと 10 分程度でいろんな議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、増子副大臣。

○増子経済産業副大臣

それでは、経済産業省から御説明申し上げたいと思います。今日は、私のほかに松下副大臣、高橋政務官、そして、近藤政務官の 4 人で参りましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

お手元に資料が既に届いていると思っております。資料 3 まで御確認いただきたいと思っております。

それでは、御説明させていただきます。

まず、第 1 番目に、見直しのプロセスとして、10 月 1 日から 14 日まで意見を公募いたしました。315 の団体・個人から、合計 1,854 件の要望を頂戴いたしました。これは当省のホームページで公開をした結果でございます。お手元の資料 3 にその内

訳が書いてございます。4日間で合計5回、延べ約10時間にわたりヒアリングをさせていただきました。三度開催した政策会議で与党議員と議論して、最終的には政務三役で、二度ほどこれについて議論してとりまとめをさせていただきました。

次に、主な要望について資料1をご覧になっていただきたいと思います。これは経済産業省要望のポイントというものでございます。たくさんございますが、今のお話のとおり、ポイントを絞って御説明申し上げます。

第1の柱といたしまして、地域経済や雇用を支える中小企業の支援という形で、まず出させていただきました。これについては、①中小企業向け法人税率の引下げ、これは御案内のとおりマニフェストの項目でございまして、新規でございまして、これは中小企業に夢と希望を与えて、私どものマニフェストを是非、来年度から実行したいという強い要望でございまして。

②として、オーナー給与の損金不算入措置の廃止でございまして、これもマニフェスト項目で新規でございまして。

③として、個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入。掛金の控除でございまして、これも新規でございまして。

これについては、次期通常国会に法案を提出する予定で、今のところは検討中でございます。

④として、中小企業倒産防止共済制度の拡充、これも新規でございまして。連鎖倒産の防止のために、無利子融資を得られる共済制度、貸付金の限度引上げ(3,200万から8,000万)に伴い損金算入が認められる掛金の限度額を引き上げるということであります。これも、次期通常国会に法案提出を検討しているものでございまして。

⑤として、株式信託を活用した事業承継、これも新規でございまして。以上、①～⑤が新規要望でございまして。

次に⑥番、少額減価償却資産の特例、⑦番として、交際費の損金算入特例、⑧番、中小企業投資促進税制について延長の要望をさせていただきました。これが第1の柱でございまして。

次に、第2の柱、イノベーション促進・成長力の強化ということで、私どもはこれを出させていただきました。⑨研究開発税制の上乗せの措置、そして、⑩として情報基盤強化税制、これを延長ということで出させていただきました。⑩番については、対象を省エネ型サーバに限定するなど、グリーン化の観点から対象を見直した上での延長要望でございまして。

次に⑪番、グループ法人税制の整備、これは新規でございまして。連結納税制度の見直しなど、グループ経営の実態に応じた税制の整備ということでございまして。

⑫番として、海外投資家が受ける社債利子の非課税化でございまして。民間国外債は延長、国内市場で発行する振替社債は新規、これは金融庁と共同の要望で出させていただきます。

⑬番に、国際課税制度の見直しということで出させていただきます。

次に第3の柱、資源・エネルギーの安定供給確保と地球温暖化対策推進でございます。御案内のとおり鳩山内閣の-25%削減の国際公約的なものをしっかりと私どもがやっていくための、まずはスタートとなるものでありまして、⑭番として、自動車税のグリーン税制、これは延長という形で出させていただきました。

⑮番、自動車税、自動車取得税、自動車重量税について環境対応車の特例措置の対象に2.5トン~3.5トンの貨物自動車区分を追加させていただきました。新規でございます。

⑯番、地球温暖化対策税に関する検討。新規でございます。検討に当たっては考慮が必要な点を私どもとしては盛り込んだということでございまして、これについては非常に私どもも消極的な考え方ではなくて、やはり何らかの形で責任ある行動をしていかなければいけないだろうと、それならば、これからの検討項目でございますが、地球温暖化対策税をこの中に織り込んで出させていただいたということでございまして、資料に記載のとおりでございますが、今後、検討が必要なものとして、とりあえず新規で出させていただきました。

⑰番、減耗控除制度。これは拡充延長でございます。海外にのみ口座を有する者等を対象に追加した上で延長をお願いいたしてございます。

それと、海外投資等損失準備金。これも延長でございます。

以上、説明申し上げましたことに加えまして、私ども租税特別措置等について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2-1と2-2、この見直し結果をご覧いただきたいと思っております。

租税特別措置法については、企画委員会でもいろいろ検討中でございますし、ゼロベースからという話もありましたので、私どもとしても、しっかりとこの観点に立って、まず税調で示された見直しの視点、今日的な合理性、2番目に、政策手段としての有効性、3番に政策手段としての相当性に立って、積極的に絞り込みをさせていただいたところでございます。

具体的には1番目、長期間継続している措置を廃止、縮減します。細かくなりますので、後で御覧になっていただきたいと思っております。

2番目に、減収額や利用件数の少ない措置を縮減という形にさせていただきました。ただし、利用者が3けた、かつ中小企業性が高い2設備というものも、この中にございますが、資料2-2の⑭のうち、汚水または廃液処理施設等々、⑮を御覧になっていただきたいと思っております。

次に、特定公益法人向け措置を廃止といたしました。資料2-2でございます。⑯番を御覧になっていただきたいと思っております。

4番目に、規制開始時点までの経過措置を残し、廃止ということにいたしました。資料2-2の⑩と⑪、これをご覧になっていただきたいと思っております。

また3番目として、資料2-1の⑮情報基盤強化税制、そして⑯番のエネルギー需要構造改革推進投資促進税制、実はこれは23年度末期限でございますが、これについてはグリーン化の観点から対象設備を縮減といたしたところでございます。

措置の件数で見ますと、今年度末に期限を迎える当省関係の租税特別措置、国税17措置に対しまして、1措置を廃止、5措置を縮減、縮減のうち1措置は平成23年度末に期限を迎えるエネルギー需給構造改革推進投資促進税制でございます。地方税の非課税と特別措置については、今年度末に期限を迎える当省関係の措置15のうち、減収約1,800億でございますが、このうち7を廃止して、3を縮減といたしました。

これらの結果、国税、地方税合わせ、平成22年見込みで約330億円の増収となります。

資料1の減収枠合計の新規分189億円を約140億円上回るということで、ここは増収ということで私どもとしては見直させていただいたところでございます。

なお、この新規分189億円に含めていない4件があります。この点について補足させていただきたいと思っております。

まず、資料1の①にございました、私どもにとっては、マニフェスト項目であり、1丁目1番地であります、中小企業向け法人税率の引下げ及び②はマニフェストに基づく政府全体として代替財源が確保されることを前提に、早期に実施することを要望させていただきたいと思っております。

また、資料2-1の⑩暫定税率廃止に伴う手持品。ガソリンスタンドの保有ガソリン減税でございますが、暫定税率廃止の効果を国民に速やかに及ぼすためのものがあります。昨年の4月の1か月間のときも、このことが一つの大きな課題になったわけですが、今回マニフェストで約束した暫定税率廃止の一部を成すものでありますから、これを私どもとしては出させていただいたところでございます。

資料2-1の⑫確定拠出年金におけるマッチング拠出は、厚労省と共同要望ということでございます。

いずれにしても、大変厳しい今の状況の中で、私どもとしても、しっかりと廃止・縮減をするもの、そしてペイ・アズ・ユー・ゴーの観点に立ちまして、とりあえずこのような形の中でまとめさせていただき、御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、税調のメンバーの一人といたしまして、第1回目の会合の中でも問題提起をさせていただきましたが、これは税調全体として、今後の我が国の税収の確保ということも含めまして、改めて、宗教法人の課税を真剣に検討させていただきたいということでございます。私がここで問題提起をさせていただいた後、多くの方々から大変たくさんの反響を頂戴いたしました。ほとんどが大変良いことだと、しっかりと頑張れという激励でございまして、まだ細かいことは別といたしまして、これをやることによって財政基盤がある程度、税収という形の中で確保できるのではないかと考えておりますので、これは税調のメンバーとして、経済産業省の立場ではなくて、全体的

なものとして、改めて問題提起をさせていただきます。

以上で私どもの御説明を終わらせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。それでは、どなたからでも結構でございます。地方税関係の方で、何かコメントはありますか。

それでは、私の方から国税について申し上げさせていただきたいんですが、4点あります。

1点目は、マニフェスト項目というのは、中小企業の軽減税率の問題とか、一人オーナー課税の廃止の問題、これを除きますと128億円の増収になっているんですけども、中小の軽減税率、一人オーナー課税、あるいは揮発油税の減収見込額などが含まれておりませんので、全体としてはペイ・アズ・ユー・ゴーにはちょっと届いてないのではないか。これが1点目です。

見直し項目として6項目、すなわち261億円が提示されているんですが、うち40億円は国土交通省主管のものが含まれていると私たちは見ているので、その点少し調整状況がやや不明な点が残っているのではないかと思います。

3点目ですが、延長要望項目の中には、利用件数が非常に低調なものとか、あるいは長期にわたって継続されているもの、あるいは政策目的はもう達成されているのではないかとと思われるものが含まれておりますので、期限未到来の租特も含めて、さらなる租特の見直しが必要ではないか。

最後に4点目ですが、中小企業の税率11%の引き下げ問題と租特の継続なんですが、これは率直に申し上げて、マニフェストにも11%については財源を確保しながらと書いておりまして、その意味で、租税特別措置の見直しをして、課税ベースを広げて税率を下げていくという形になると、非常に説得力があるのかなと思いますので、以上4点、私どもが国税のレベルから感じたことについてだけ申し上げておきたいと思います。

もし何か御意見があれば、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

今、峰崎座長からお話がありました、特にマニフェスト関連の中小企業の減税、オーナー課税の問題、これはペイ・アズ・ユー・ゴーにはマッチしてないのではないかという話であります。これをもし我が省だけでペイ・アズ・ユー・ゴーをやったら大変なことになりますので、これは税調全体として考えるべきものではないだろうか。特に、中小企業の減税については、経済産業省だけでやるべきものではなく、むしろ私ども政権獲得のときの、大事なマニフェストの大きな項目でございますから、暫定税率並みというふうに認識してもいいぐらいのマニフェストだと思っているんです。

なぜならば、現下の経済環境は非常に悪い状況にあります。しかし、日本の産業構

造の中で 99%が中小企業であります。そのうち 75%が小規模零細企業です。先だって、古本政務官から 30%ぐらいしか、この恩恵にあずかっていないんじゃないかと、果たしてそういうことが有効なんだろうかという話もございましたが、やはり中小企業が頑張っ、中小企業がこの日本の産業経済構造を支えるという観点からすれば、今、申し上げましたとおり、やはり頑張っ、日本の中小企業が元気になって、そして黒字にして税収を上げていくんだと、そのときに恩恵が得られるような形のものを民主党は、しっかりと今から、マニフェストの実現ということも含めてやっていくことが当然必要でございますから、経産省の中だけでのペイ・アズ・ユー・ゴーということではなくて、この部分についてはしっかりと考えていくべきだろうということで、これについては改めて御要望をさせていただきたいと思ひます。

それから、租特の見直し等についても、私どもとしても十分精査してやったつもりでございますので、これについてはまた今後お互い検討し合いながら、企画委員会の様々なふるいの関係も出てくるんでしょうから、それについてやっていきたいと思ひます。

国土交通省との境界的な問題等もありますので、これをどちらにカウントするかというカウントの仕方もあると思ひますが、私どもとしては、これも当然我が方の立場の中でカウントさせていただいたということでございますので、その辺を御理解いただきながら、とりあえず私どもの立場で今日は御説明させていただきました。

○峰崎財務副大臣

近藤政務官、どうぞ。

○近藤経済産業大臣政務官

利用実績のないものが入っているという御指摘でございましたけれども、恐らく資源開発促進税制、海外投資等損失準備金のことを御指摘なのかと思っておるんですけども、こちらは確かに、石炭等は最近ないわけではありますが、石炭については今後見込まれるものが 8 件、木材については今後 5 件、更には鉄については 6 件ということで、適用されるプロジェクトが見込まれております。御案内のとおり資源獲得競争というのが、世界的に大変な競争をしております、その意味では、その資源確保に資する海外投資等損失準備金というのは、これからも必要であると理解しておりますので、是非今後、大変多くの案件が控えているということをお場で申し上げたいと思ひます。

○峰崎財務副大臣

地方税の関係で何かありますか。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。非常に御苦心の末の御要望ということで、深く敬意を表すると同時に、地方税を預かる立場としても、真摯に受け止めさせていただきたいと思ひます。ただ、副大臣の御指摘と全く同感でありまして、大玉を実現しなければな

りません。政権公約に掲げた大きな主要項目をとにかく実現しなければいけない。それとの裏腹で、やはり租税特別措置の整理合理化ということも、我が党の大きな、連立政権の公約でございまして、その観点からいろんな延長ものとか、そういうものに関しては相当突っ込んだ議論をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○増子経済産業副大臣

お待ちしております。

○峰崎財務副大臣

また、ふるい目を10日過ぎには皆さんのところに出しますので、是非、相当厳しい切り込みをお願いしたいと思います。なんせ経済産業省というのは租特の王様のようなところがありますので、是非そこは自覚をしていただければと思います。ありがとうございます。

どうぞ。

○松下経済産業副大臣

1つだけ。都市、農村を問わずに、中小企業対策というのはみんなの課題ですので、ここはしっかりと議論していただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、次に文科省に移りたいと思います。今日は、経済産業省、ありがとうございました。

本当に時間が迫っているので、皆様方も大変だと思いますけれども、政府税調の様子は全部インターネット中継されておりますので、そこら辺を配慮しながら対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(経済産業省関係者退室)

(文部科学省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

それでは、中川副大臣、お待たせいたしました。

○中川文部科学副大臣

経産省と比べると私のところはぐっと小粒になりますので、そういう思いを持ってお聞きいただきたいと思います。お手元に資料を揃えさせていただいたんですが、一番最後の4ページからいきます。今回の要望とりまとめまでの経緯ということですが、いわゆる文部科学省のホームページ上で公募をさせていただきました。その結果、要望団体・個人数が16、要望件数が29ありまして、その中から10団体・個人からヒアリングをいたしました。それをもって文科省の政策会議で、与党議員からの意見も聴取し、それを総合してまとめたものが今回の結果であります。

その前の3ページを見ていただくと、今回の租税特別措置ということで、これが私どもの関係する租特のすべてです。その中で、今回テーマにしましたのが、21年度末に期限切れになるものということでありまして、※の付いている部分です。8番の研究開発促進税制、これは実は経済産業省との共同要望になっておりまして、今回の話の中では経産省にお任せをして、その上で私もこの税調の中で議論に加わっていきたいと思っております。

もう一つは、PFIの事業者が、政府の補助を受けて整備する国立大学法人の校舎の用に供する家屋等に係る課税標準の特例、この2つになっています。

これを基にしまして議論をしていくんですが、ほかの部分の租特については、私の解釈では、本格的にメスを入れるのは、透明化法を前提にして、来年以降で、期限の来ない部分については全体を見ていくんだらうと。今年は21年度末に期限切れになるものを中心として、それから、ホームページ上で、それぞれアイデアが出てきたもの、あるいは議員の中で議論を重ねたものということで組み立てさせていただきましたので、本格的な租特全体についての議論にはなっておりません。ということをお話をさせていただきたいと思っております。

まず1ページに戻っていただきまして、ここは「教育、文化芸術、スポーツ、学術等の振興のための寄附税制の拡充」ということですが、1番目は、適用下限額の引き下げ、それともう一つ、年末調整にこれを対象化していく。今は確定申告での措置なんですけれども、年末調整でこの寄附金を整理させていただくと、もっと簡易にやれるのではないかとということ。

奨学金事業を行う民間団体への税額控除制度を創設していきたい。

研究開発法人への寄附金に係る指定寄附制度の創設もしていきたい。

こういうふうにならなすけれども、基本的にはこういう寄附分野というのは、いわゆる民間資金の導入を一層促進していきたいという思いがあるんです。基本的には、科学研究にしても、文化、スポーツの分野にしても、補助金だけでやっていくということについての限界が出てきています。これからの財政規律を維持していかなければならないということを考えていくと、ここは民間資金かなということでありまして、そういう意味でも我々の管轄する団体だけではなくて、一度、横断的に民間資金を獲得していく、あるいはまた国民の中にそういうマインドを醸成するという観点から、所得控除から税額控除への移行や、対象法人の拡大などの寄附金を集めやすくする税制の見直し、こういうことと合わせて、例えば集めた寄附額と同額までの補助金等の投入を行う、いわゆるマッチングギフト的な考え方、これは一部研究開発関連の補助金等々でやっているんですけれども、そういうものを導入して財政規律の維持をしていくということから、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則を確保していく。そういう仕組みをつくっていくことかなと思っております、これは私の提案でもあるんですけれども、この税調の中で寄附税制と補助金に関連する巻き替え等も含めて、プロジ

ェクトチームを設けていただきたいということを提案させていただきたいと思います。

2 ページ目、これは教育費負担の関係なんですけれども、今回我々でやっていきます高等学校の授業料の無償化ということがあります。これを、子ども手当と並列させて非課税化措置ということが必要なんだろうということと、それから、特定扶養控除、いろいろ発言もあったようではありますが、我々の立場としては、マニフェストを議論したときに配偶者控除と扶養控除は廃止をするけれども、この特定扶養控除についてはトータルなバランス、いわゆる世代間のトータルなバランスから考えていくと残していくべきだという前提で議論をしたはずなので、そこのところを改めて確認をするという意味でこれを提起させていただきました。

あと、その他の要望事項については、オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充ということだとか、さっきの P F I 事業の不動産取得税と固定資産税等は、これまで減免してきたものですから、それを持続させていかないと、途中で切ってしまうと、これまでそういう想定でビジネスモデルを組んできたところが大変なことになりますねというような話と、図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設、これも不動産取得税と固定資産税等ですが、そういうことです。

最後の研究開発促進税の延長については、さっきの話のように、経産省と共同要望事項ということになります。

申し訳なかったのは、国税で 10 億 9,900 万円、地方税で 2 億 6,200 万円、トータルで 13 億 6,100 万円出てしまいました。増加になっていると、えらい済みませんということでありまして、提案をさせていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。最後のところ率直な御感想だと思いますが、皆さんの方で何か御指摘するようなことはありますか。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

寄附税制の話なんですけれども、要は税額控除するという御提案でありますから、これは文科省所管の独法のみならず、かつて内閣府がまとめていたいくつかの対象となる独法が各省から今回出てきているんだと思うんですけれども、結局、税額控除するということは、政策選択をある意味することになりますね。個人が所得税で納めるか、何税で納めるかは別にして、それよりもそこに寄附したいんだと。その分は、結局のところ国庫としては減税の措置を入れる部分と、その分の運営費交付金なりが助かるんだという意味で、行って来いだという説明も多分成り立つんでしょうけれども、そうすると結果として個々人の政策選択を誘導することに一步舵を切ることになると思うんですけれども、そういう御趣旨でよろしいんでしょうか。

○中川文部科学副大臣

そうなんですね。特に、これは地方税にも波及していく話だと思うんですが、補助金でやるということは、ここに補助金を出す、あるいはこの事業に出すというのは、公の選択になるわけですね。それはもう独占企業みたいなもので、その価値観というのは、1つの体系の中で保っていかれてしまうわけですが、しかし、個人が判断して、公で考えるよりも、こちらの方が価値がある。それで、使い道もはっきりしている。そういうものに対して選択肢をつくるということは、公の競争相手をつくることで競争原理がそこで働いてくるということも成り立ってくるので、そのところは、是非そうした活性化した中での文化活動、スポーツ、芸術活動というものがあっていいだろうと。

しかし、その一方で補助金という体系がありますから、これについては普通であれば寄附金を集めて来れば、もう補助金は要らないだろうという議論も成り立つんですが、もう一方で、寄附金をたくさん集めてくるようなところは、本当に価値のあるところなんだと、魅力のあるところなんだと、だから、その集めてきた努力に対してマッチングさせて、更に国の資金を投入するという考え方もあるし、そういうところを一度整理をして、議論を重ねた上で、恐らくケース・バイ・ケースになるんだらうと思います。その分野によって先導の仕方が違ってくるんだと思います。そんなところもまとめて議論をして、1つの体系化をしたいと思ひまして、アメリカに負けずに、この寄附文化というものを是非育てたいということです。

○峰崎財務副大臣

渡辺副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

2の給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設ということですが、今の寄附税制に関連すると、イメージとしては、例えば大学での福澤奨学会とか、大隈奨学会というイメージですか。

○中川文部科学副大臣

奨学金事業をやっている団体、そういうことですね。

○渡辺総務副大臣

どちらかというとなら大学に付随する、OB組織などが結構出したりして。

○中川文部科学副大臣

そういうのがほとんどだと思います。それと独立した奨学金を構成しているところもあると思います。

○峰崎財務副大臣

そのほか、先ほどもうおっしゃられて、文科省としての切り込みが不足しているということは自覚されているようなので、是非ペイ・アズ・ユー・ゴー原則にのっとり、数が少ないからなかなか大変だと思うんですが、また引き続き努力をしていただ

きたいと思うんですが、寄附金のところは全体に絡んで大きな問題でありますので、P Tがどういうふうに設置できるのか、来年度になるのか、秋の年末改正までに時間的にどうかなと思います、これも1つの題材にしたいと思っておりますので、御提起は受けたいと思っております。

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

是非文部科学省にお願いしたいんですけれども、今、問題なっている、投機に失敗して、どこかの学校のグラウンドがどこかの抵当に入っているとか、駒澤大学とか、慶應大学とか、百何十億の単位で損失を出したとか、ああいうことが果たして許されていいものかどうかということをも是非議論していただきたい。少し税制から離れますけれども。

もう一つは、地方に行きますと、学校の教育施設ということにして、固定資産税とかを減免して、理事長だとかその施設の関係者が、学校の敷地ということにして住んでいる例があるんです。それで実は税逃れしているという話は地方にかなりありまして、その辺も文部科学省には実態を調べていただきたいと思います。

○中川文部科学副大臣

受け止めさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それから、例の研究開発法人に対する寄附金に係る指定寄附金制度の創設についてなんですけれども、これはたしか研究開発力強化法という法律があって、研究開発法人が32法人あるんだそうですね。これは文科省が、ある意味では要望のとりまとめ役ということになると思いますので、この点はそういう自覚で是非お願いしたいと思います。

○中川文部科学副大臣

おそらく独法全体の見直し議論の中で、さっきの強化法で研究開発法人は別にしてくださいという、あるいは大学もそうですけれども、そういうこともありますので、これは同時並行的に議論していかなければいけないことだと思います。

○峰崎財務副大臣

多分、内閣官房との調整も必要になってくると思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

もしよければ、大体順調にっておりますので、文科省さん、なお一層の努力をよろしくお願ひいたします。

○中川文部科学副大臣

じくじたる思いで受けさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。

(文部科学省関係者退室)

(国土交通省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

国土交通省は、事務方は1人だけでよろしいですか。

○馬淵国土交通副大臣

大丈夫です。

○峰崎財務副大臣

それでは、お待たせしました。国土交通省、よろしく願いたします。

○馬淵国土交通副大臣

国土交通省の平成22年度税制改正要望の説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料、各省ヒアリング説明資料ということでお配りをさせていただきましたが、まず冒頭、皆様方にお伝えをさせていただきたいことは、歳出におきまして、私ども国交省では補正予算並びに当初予算の概算も含めまして、歳出への切り込みというものは大胆に、また聖域なく見直したということですが、歳入に関しましても同様に、内閣の意思に忠実に従って取り組ませていただいたということをもまず申し上げたいと思います。

見直しのポイントとしまして、見直しによる要望内容ということで、今回、この要望項目数が53項目。新規が10項目、拡充が11項目、延長が32項目でございます。この要望内容は、私どもの政策会議において13団体、そして、政務三役におけるヒアリング25団体、延べ38団体の要望をいただきました。また、個別の要望も含めまして見直しを図ったということでございます。

減収見込額は、こちらにございます49億9,400万円。

廃止額は、68億円ということでございます。

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則との整合性に関しましては、18億円の増収という結果でございます。

延長分の減収見込額は、トータルで2,308億円でございます。

また、前政権における8月末の要望との比較を見ますと、前政権の76項目から53項目に削減ということでございます。8月末の要望事項を大幅に見直した結果だというふうに考えております。

さて、改正要望の主要事項の概要でございますが、大きくは4つの柱を立てております。1つは「豊かな暮らしの実現」。もう一つが「我が国の活力・成長力の強化」。この2点におきまして、国土交通省が担うべき役割をしっかりと果たしていこう。更には「低炭素社会の構築」、「国民の安全・安心の確保」という、合わせて4つの柱でございます。

「I. 豊かな暮らしの実現」をごらんいただきますと、ここには「1. 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進」とございます。これは住宅取得等資金に係る贈与税

の非課税枠の拡大を盛り込ませていただきました。御案内のように、住宅着工におきましては大変低調な状況でございます。9月の段階でも、発表された数値から見まして、年間の着工件数は概算でおおむね100万戸を割るといような状況でもございます。こうした中で、私どもとしては、1,400兆円を上回ると言われる個人の金融資産を十分に生かしていくということから、この住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大を中心として盛り込ませていただきました。こちらは非課税枠を500万円から2,000万円に拡大ということで、省エネ・耐震改修等に要する資金を適用範囲に追加させていただきます。

あと、この「豊かな暮らしの実現」では、バリアフリー、モビリティの向上等がございます。

一方、「Ⅱ．我が国の活力・成長力の強化」でございますが、こちらは国土交通省の中で国土交通省成長戦略会議といったものを設け、前原大臣が大きな柱として掲げたものを中心にこちらに載せております。

この中で、私どもとしても今回、強く皆様方にお伝えしておきたい部分でございますのは、「2．地域の自立・活性化」で、額そのものは大きくないんですが、地方航空路線維持のための航空機に係る特別措置の延長及び拡充でございます。これは地域の地方航空ネットワークの維持を図るために、国内線航空機に係る特例措置につきまして、航空機、主に地方路線に用いられる航空機を対象に適用を中型機まで拡充しての軽減期間・軽減率を拡充の上、延長というものでございます。これは固定資産税の特例措置でございますが、これによって地域の路線、ネットワークを維持し、かつ中型機まで拡充することによって、地域の輸送をより効率的なものに変えていくというものでございます。

また「1．成長力・国際競争力の強化」という部分におきましては、これは海外へのプロジェクト形成促進税制の創設、あるいはスーパー中樞港湾の外貿埠頭会社・公社に係る税制の拡充・創設ということで、これも海洋立国日本が今後展開していくという中での中樞港湾の拡充を目指したものであり、また、大変卓越した技術力のある建設技術・運輸技術といったものを海外展開していく上における促進税制というものを創設したい。このように考えております。取り分け、新幹線技術、あるいはITS、さまざまな航空管制の技術、日本には確固たる技術がございます。国土交通省としては、成長エンジンにつなげていくという形で推進していく税制ということで掲げさせていただきます。

「Ⅲ．低炭素社会の構築」「Ⅳ．国民の安全・安心の確保」でございますが、こちらは皆さん御案内のように、CO₂削減の中でいかにこうした環境負荷を下げていくかということで、代表的なものは自動車グリーン税制の延長及び拡充でございます。これは既に広く周知されたグリーン税制でございますが、これを更に拡充・延長していくということでお願いをさせていただいております。

また「IV. 国民の安全・安心の確保」に関しましては、御案内のように地震国でございますので、我が国におきましては耐震改修促進税制の延長、また、鉄道での耐震補強等、これらの特例措置の延長を掲げさせていただきました。

「2. 水害・土砂災害対策の推進」に関しましては、昨今、温暖化が進む中、ゲリラ豪雨等、あるいは台風等における大変甚大な災害をもたらす洪水災害等々がございます。雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長、これらを盛り込ませていただきました。

このような形で、私ども、この全体を見直した結果が、先ほど申し上げたペイ・アズ・ユー・ゴー原則に基づいた結果ということでございます。

3 ページ目は、ここに「景気対策・成長戦略のために必要な税制改正要望」ということで6点掲げさせていただきましたが、詳細は先ほど申し上げたものに盛り込ませていただいたということで御了解いただきたいと思います。

4 ページ目は、具体的に「住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大」の点で、現行の施策は非課税枠が500万円であったものを、相続時精算課税の場合でございますが、これを2,000万円に拡大ということであります。今日において、この非課税枠の拡大につきましては、相続時精算課税制度が非常に使い勝手が悪いといった御指摘もございました。こうしたことから、これらを2,000万円に拡大して、より現状、住宅取得に推進がかかるよう、私どもとしてはこのような施策を重点的に進めさせていただきたいというふうに考えております。

その次の5ページをごらんいただきますと、先ほど申し上げたように「地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長・拡充（固定資産税部分）」ということでございますが、これは先ほど地域のネットワーク、地方航空ネットワークの維持を図るということでございまして、特に特定の者を前提としたものではございません。日本全国、離島を含め、地域のネットワークを維持するためには、小型機並びに中型機まで幅広く、その地域の活用、地域のネットワーク運送の活用ができるようにということで、固定資産税の軽減を図らせていただいたものであります。

このような形で、大きな枠組みといたしまして、私ども、最終的には延長分の減収見込額がトータル2,308億円ということで、減収額を減らす歳入の取組みというものもさせていただきました。租特等を含めまして、これは11月以降に企画委員会で設定された基準に基づいてさらなる見直しということも伺っておりますので、当然ながら、これらも含めて再度の検討も十分に視野に置きながら、国土交通省としては歳出及び歳入ともに全力を挙げて見直した結果だということで御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、どうぞ。

○加藤法務副大臣

住宅の500万円を2,000万円にというのは、私が申し上げなくてもいろいろな御意見が出そうところで、当然、世論からも金持ち優遇の批判も出かねないところだと思いますので、住宅政策として、あるいは経済政策としてはよくわかるんですけども、資産税と併せて少し議論を今後していかないといけないのではないかなという気がしますので、問題提起だけさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

私も同じところなんですけど、少し違う視点で問題提起をしたいんです。

宅地開発・都市開発の観点から、こういう住宅税制で住宅の取得をすると、核家族化の中ではどんどん郊外開発と新しい住宅の取得が進むという面もあって、人口が減る中では結果として資産価値を下げているという現象が、ここ数年、顕著になってきているのではないかなと思います。

したがって、こういう枠組みをつくるにしても、例えば三世代同居の場合とか、つまり、これ以上、宅地とか新たな土地造成、都市開発等をスプロール状に広げていくということではなくて、むしろ中心地に向かって戻っていくというような仕組みも少し加味していただくといいのではないかな。

一応、問題提起だけさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

今、加藤副大臣がおっしゃった点は将来的な相続税の減税と結び付くので、いわゆる金額算定はされておいた方がいいのではないかなと思います。これは前政権時代に、500万円のところでも大変、大論議があったところなので、大胆な発想なんですけど、その点はひとつ頭に入れておいていただきたいと思います。

それと、最後の地方税のところ、固定資産税の航空機の特例がありますね。最近では航空機を所有している場合と、リースをしている場合とがありますね。それで離島だとか、いわゆる採算に合わないようなところには補助金か、あるいはさまざまな措置が出ているのではないかなと思うんですよ。そうすると、あまり、この固定資産税を減免することによる効果が、いわゆる地域のローカル線なり、そういったところにどんなメリットがあるのかというのは、もう少し確かめられた方がいいのではないかなと思っております。

それと、全体として見ると、やはりペイ・アズ・ユー・ゴー原則がどうも、達成したことになるんですけども、中身を見ると少し、余り使われていない、いわゆる適用件数がゼロの措置で、増収見込でなさっておられるような計算例なども見えますので、やはりもう少し、期限到来の租特を含めて、さらなる見直しが必要なのではないかなというふうに思っております。

○馬淵国土交通副大臣

租特に関しましては、先ほど来、お話がありますように、基準に照らし合わせてということで、再度の見直しを考えております。

また、航空機に関しましては、御指摘の部分も重々勘案しながらも、今後、地域のネットワークの部分についてはより一層の強固な堅持ということを考えていかなければいけないと思っておりますので、御指摘の部分は十分踏まえながら精査を行いたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

航空機燃料税の議論はなかったんですか。航空機燃料税の議論というのは、前原大臣はどこかで、やはり空港整備勘定でやった着陸料と航空機燃料税で、結局、特会がずっと存続してきたことによっていろんな要らないものがということの日航の再建に絡んで引用されていましたが、今回の議論の中ではなかったんですか。

○馬淵国土交通副大臣

実は、空整勘定に関しては全体的な見直しの中で、次年度、来年度になるかというのはまさに検討中なんですけど、空整勘定の大きな見直しということ、今、進めておりますので、一方で今回の税制改正要望については、この固定資産税部分ということに限らせていただいたところがあります。

○渡辺総務副大臣

特に議論はなかったということですね。

○馬淵国土交通副大臣

はい。あくまで空整勘定部分での見直しということを中心にしておりましたので。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務の方からどうぞ。

○内藤総務副大臣

私も、明日はそちらに立つ身なので、なかなかね。

運輸事業の振興助成交付金制度についてお尋ねしたいんですが、いろいろ指摘の多い制度だとは思いますが、ただ、少し論理的に言いますと、これは暫定税率の導入に伴って措置された制度だと思うんです。私たちとしては、この廃止を立ち上げているわけですが、廃止をしても、なお継続を要望ということでしょうか。

○馬淵国土交通副大臣

いえ、これは御指摘のあることを重々踏まえながらも、今回、ここには掲げさせていただいたんですが、まさにおっしゃるとおり、暫定税率導入というのが見合いでございますので、この暫定税率を廃止した場合には、これは再度、十分に検討すべき課題であるというふうには理解をしています。今後、これはまさに税調での全体調整の中で私どもの課題となる部分だというふうには思っております。

○内藤総務副大臣

わかりました。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

今回、地方税で期限切れを議論するものの中で、全体で 1,800 億円ぐらいの減収分のうち、1,400 億円が新築住宅の固定資産税の特例なんです。さっきの大塚副大臣の御指摘と、私は全く同じ問題意識を持っていまして、これから人口減少時代に入るということは、借家とか、あるいはバリアフリー化された住宅とか、さっき三世代というお話がありましたけれども、ちょっと、ここは柔軟に何か発想を転換できないのかなという問題意識を持っておりまして、また議論をさせていただきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

それでは、それぞれ、また再度、切り込んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○馬淵国土交通副大臣

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、最後になりますが、お待たせしました。環境省の田島副大臣以下、事務方も含めて、どうぞ。

(国土交通省関係者退室)

(環境省関係者入室)

○峰崎財務副大臣

それでは、どうぞ。

○田島環境副大臣

環境省でございます。最後になりました。どうぞよろしく願いいたします。

今回は、環境省の税制改正要望、最も重要な要望として、地球温暖化対策税の平成 22 年度からの導入を盛り込んで御説明をさせていただきたいと思えます。

地球温暖化対策税は、マニフェストにも記載させていただいております。その趣旨は本日、お手元の資料の 1 ページ目に書かせていただいたところでございます。鳩山総理が表明された、2020 年までに我が国の温室効果ガス排出量を 1990 年比で 25% 削減するという新しい目標を実現するため、あらゆる政策を総動員していかなければならないと考えているところです。

その中で、今回御要望させていただいております地球温暖化対策税は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、課税と、それにより確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO₂ 削減効果と経済活性化をとともに期待できる、また、幅広い分野で CO₂ 排出削減効果を期待できるといった大きなメ

リットを持つ、最重要の政策手段と考えます。

次に、お手元の資料の8～9ページ、最後を開いていただきたいと思います。「地球温暖化対策税の骨子」について御説明をさせていただきたいと思います。

まず課税対象でございますが、原則として、書いてあるとおり、ガソリン、軽油、LPG、石炭、天然ガス、重油、灯油、航空機燃料といったすべての化石燃料を対象に、幅広く負担を求めていきたいと思っております。

税率につきましては、全体としてCO₂削減効果、地球温暖化対策に必要な所要財源を勘案しつつ、設定をしていきたいと思っております。この際、極力CO₂排出量に応じた税負担に近づけることを旨として、担税力、国際的な税負担のバランス等も勘案したいと思っております。

自動車燃料につきましては、これらの観点や運輸部門へのCO₂削減効果を十分に働かせる必要性から、より高率の負担を求めていきたいと考えております。課税の段階、納税義務者については、幅広いカバレッジや執行の容易・確実性を考えて、現行の石油石炭税、揮発油税等の納税システムを活用する仕組みとしており、来年度から実施することも十分に可能だと考えております。

国際競争力強化等の観点から特定産業分野への配慮、また、低所得者等への配慮については、まずは使い道となります歳出、そして、減税で対応した上で、個別に減免の必要性を検討したいと思っております。特に現行石油石炭税において減免対象となっております3つの分野、1つ目が製品原料としての化石燃料、2つ目は鉄鋼製造用の石炭・コークス、そして、最後が農林漁業用A重油。この3つについては、減免の必要性を検討していきたいと思っております。

なお、将来、排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考にさせていただきながら、参加事業者の負担の軽減措置を検討したいと考えております。

使途につきましてはですが、一般財源としつつ、さきの予算要求において環境省として事項要求をさせていただいておりますグリーン家電の普及推進、また、地域町づくり支援など10項目にわたります、いわゆるチャレンジ25プロジェクトをはじめ、9ページで御覧いただいているような幅広い地球温暖化対策の歳出やエコ住宅、また、エコカー等への減税に優先的に充てていきたいと考えております。

御覧いただくとおり、各省にまたがる部分に充てていきたいというふうに考えております。環境省だけで使うというような狭い考え方でおりませんので、どうか関係する省庁の皆さんの幅広い御支援もお願いを申し上げたいと思っております。

何しろ、新税といいますと、経済へのマイナス効果ばかりが強調されがちなところでございますが、今、申し上げたような使い道となる各施策と相まって、国際的な低炭素社会への流れにいち早く対応した経済構造をつくっていくことが我が国にとって極めて重要なことであるというふうに認識をしておるところであります。

地球温暖化対策税については、今後、更に検討を進めてまいりまして、税率等を含

む具体案を早期に提示できるように詰めてまいりたいと考えておりますが、新しく25%削減の目標が表明されたこの現状の下では、今までとはオーダーの違う、相当規模の地球温暖化対策税を検討する必要があると考えております。

また、本件については、先日のヒアリングで地方団体から地方の御立場ということで地方環境税の要望がありましたが、これらも併せて、今後、税調の場で是非議論をしていきたいというふうに考えておりますことを申し添えておきたいと思っております。

次に、税制のグリーン化のために、個別の税制についても一層のグリーン化を進めていくことが重要と考え、この観点からいくつかの減税措置も要望しておるところでございます。昨年来、住宅や自動車を中心に、税制のグリーン化に大きな前進がございましたが、2020年に25%削減を実現するためには、関係省庁と連携、また共同をしつつ、この流れを更に加速化させていかなければならないと考えております。

そのために、お手元の資料の1～3ページにございますとおり、既存住宅の省エネ改修への固定資産税の特例措置の延長、また、長期優良住宅への固定資産税等の特例措置の延長、更には自動車税のグリーン化の延長・拡充や、環境対応の中古車への特例措置の延長など、また、環境ファンドへの投資優遇の措置を講じることが必要ではないかと考えております。

ページを改めさせていただきまして、4～5ページを御覧いただきたいと思っております。「2 廃棄物・リサイクル対策の推進」につきましては、循環型社会の構築に向けて、リサイクルと適正処理を確実に推進していくために、産業廃棄物処理用設備やリサイクル施設に関する特別償却や固定資産税の特例措置、また、廃棄物最終処分場の維持管理積立金に関する損金算入の特例、更には広域処理認定を受けた廃棄物処理施設に関する事業所税の特例の延長をお願いしたいと思っております。

6ページをお開きいただきたいと思っております。「3 環境汚染の防止」につきましては、いまだ達成されていない環境基準を達成しなければならない。また、国民の健康と生活環境を守っていくために、公害防止用施設への固定資産税の特例措置の延長が必要と考えているところでもございます。

次に、7ページの「4 自然環境の保全」についてでございますが、来年、愛知県名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が議長国として開催されますが、そのことを踏まえまして、生物多様性の保全の取組みを更に促進していくために、優れた自然環境を有する土地について、相続税の物納をより容易にするための措置を講じさせていただきたいと考えております。

そのほか「5 森林関連税制」、「6 研究開発の促進」といった措置についても要望をさせていただいているところがございます。

本年、本丸と位置づけて、今回、この環境政策を更に推進していくために、是非とも必要な税制改正要望と受け止めていただいておりますように、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

ところで、環境省で環境税のとりまとめをやっておられますが、いつごろまとまりますか。

○田島環境副大臣

もう、ここ数日に何とか頑張りたいと思っているんですけども。

○峰崎財務副大臣

数日中に報告書が出ますか。

○田島環境副大臣

ただ、他省庁の関係もありますので、もう少し、例えば経産省さんの御意向等々も本当は考えていかなければならないかなというふうに実は思っているところであります。努力はさせていただいているところであります。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

今朝の報道ですが、小沢大臣が来年度の導入は難しいといったようなことをおっしゃったと報じられていますが、その事実関係と、私、環境税は絶対必要ですし、応援したいと思っているんですけども、一方で暫定税率を廃止すると言ってきた公約との関係で言いますと、同時に暫定税率を廃止するわ、環境税が入るわ、それでは、国民との約束の関係では非常に疑念があるという立場なんですけど、関連して、その2点です。

○田島環境副大臣

今日の新聞報道の見出しは、たしか産経新聞だったかなというふうに思うんですけども、見送りという考えではありません。ちょっと書きぶりが行き過ぎかなという印象を実は持っております。

大臣の考え方としては、まず暫定税率を廃止して、いきなりそれを環境税、いわゆる地球温暖化対策税に持っていくと、結局、財源を確保するための看板の付け替えではないかという批判をいただく。それに対して、やはり暫定税率を廃止して、減税を国民の皆さんが一定の理解をし、また、政権交代を実感していただくということを踏まえ、しばらく期間を空けて環境税の導入、その周知期間を設けるということから大臣の方の発言があったというふうに聞いております。ただ、それを見送ったとかということは全く考えておりませんで、平成22年度からの導入を盛り込ませていただきたいと考えております。

○小川総務大臣政務官

それだとタイミングが。

○田島環境副大臣

ごめんなさい。しばらく期間を空けてという意味で、年度内でスタートをさせていただきたいというふうに考えております。そのインターバルの期間については、まだこれからの協議だと思っております。

○峰崎財務副大臣

わかりました。

それでは、階政務官、どうぞ。

○階総務大臣政務官

私も地球温暖化対策税についてなんですが、その使途について、特定財源ではないけれども、ここに掲げられているような地球温暖化対策に使うというようなことが書かれています。私は考えるに、化石燃料に課税するのであれば、そのこと自体が化石燃料の消費の抑制ということで地球温暖化対策になっていると思うんです。

だから、そこで集められた財源は、別にこういう目的に使わなくてもいいのではないか。要するに、自由な財源として社会保障なり何なりに充てるのも、これはありなのではないかなと思うんですけれども、その点についてはどうお考えになりますか。

○田島環境副大臣

過去、環境省の方から、この地球温暖化対策税については何度も制度設計をしながらも提案をされてまいりました。その過程の中ででも社会保障費等々へ充てるという案も実は検討されてきたところではありますが、やはり今回はマイナス25%という大きな目標を達成するためには、それ相応の財源等々が必要だということから、地球温暖化対策税と銘打ってお願いをしていく以上は、やはりそういった優先的に充てていくことが何より必要ではないかというふうに考えているところであります。

いろいろな使途という問題も勿論、お考えとしては、案としてはありますし、また、中央環境審議会等でもいろんな御意見を過去にいただきましたが、まずはこのチャレンジ25プロジェクトを始め、さまざまな温暖化対策のメインに実は充てたいという思いからの要望でございますので、また使途等につきましてはいろいろな御意見を聞いて、この税調の中で議論をしていきたいというふうに考えます。

○峰崎財務副大臣

渡辺さん、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

9ページにありますように、「CO₂削減等に効果のある地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない」ということは、しかし、特定財源にすべきだという議論はなかったんですか。

○田島環境副大臣

すべてが使い切れるかどうかという問題も当然あるかと思えます。ただ、できれば優先的に、この地球温暖化対策に歳出、また減税に充てていきたいという思いから、

これを挙げさせていただいたものであります。

もう一度、全体のスキームを設計していく上で、特定財源に結局なってしまうかどうかも含めて、今後、検討をまだまだ重ねなければならないと思っております。ただ、やはり優先的に使いたいという思いは要望として持っております。

○渡辺総務副大臣

というのは、優先的に使うのはいいけれども、色が付いているわけではないので、結果的に何か環境税という名前で干潟の埋め立てに使われたとか、おかしなことになりかねないこともあるので、その辺の議論を是非詰めていただいて、本当に環境をどこまで広げるか、どこまでを限定するかということは難しいんですけども、是非、また教えていただきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

それでは、大串政務官、どうぞ。

○大串財務大臣政務官

同じような話ではあったんですけども、特定財源とはせずに優先的に充てることとするということは、予算的には技術的に結構難しいのではないかと思ったものですから、具体的に特定財源とはしないで優先的に充てるという行政的なイメージは何かお持ちかなと思ったんですが、どうでしょうか。

○田島環境副大臣

勿論、これは税調の中でもいろんな御意見をいただきたいという思いもございます。私どもも、やはり待ったなしの状況のマイナス 25%の政策を実現したいという思いから、いろいろと政策課題、挙げていきたい対策はございますけれども、その辺りについては各省それぞれのいろいろな御意見・御要望等もきちっとまとめていくのが何より大切ではないか。大変大きな税制改正でございますので、皆さんからの御意見をしっかりと聞いていきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

環境省というよりも税調の企画委員会の皆さんにお願いといいますか、提言ですが、グリーン課税は是非進めていくべきだというふうに私も思っているんですが、他の分野の税制と違って、実は定量的に金額効果を比較できる分野だと思っております、といいますのは、例えば電気自動車を1台購入することで、自動車の寿命によってどれだけのCO₂を排出しなかったかということは、将来の排出権購入歳出を言わば先取りして減価をしていることと同じでありますので、そういう比較でグリーン課税については適否を判断していくようなベンチマークを持ち込んでいただけないかということをおもっております、これまでの税制改正のいろんなベンチマークとは少し別次元の新たなコンセプトを是非持ち込んでいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

今の御提言は、しっかり受け止めておきたいと思います。

古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

今の塚副大臣の観点は非常に大事です。これはグリーン製品にかかわらず、今回の租税特別措置全体を見直す際に、やはり費用対効果という切り口はすごく大事だと思うんです。ですから、非常に定量的にとらえることができることも経済産業省といえどもいろいろあると思うんです。ですから、このエコ関連にかかわらず、是非、費用対効果をきちんとベンチマーキングするというのは取り入れたいと思います。

その上で、もう一点だけ関連していいですか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

9 ページに、「現行石油石炭税において減免対象となっている以下の分野については、減免の必要性を検討」とありますけれども、これはまだ骨子案というふうに伺いましたので、まだ議論の途上にあるということ承知した上で、当然に必要性の有無を今後検討していくということによろしいですね。

○田島環境副大臣

はい。そのとおりです。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

先ほど来、田島さんが一部はお答えを出していただいておりますが、8 ページの「税率」のところで「全体として CO₂ 削減効果、地球温暖化対策に必要な所要財源を勘案しつつ」と書かれると、これは逆に、勘案しつつだからいいのかもしれませんが、先ほどおっしゃった 25% 削減から見て、諸政策にいくらお金が要るから、いくらというかけ方を専らになさるのかなというふうに読めもしなくはないわけですが、その辺りはもう一回お聞かせいただいて、私はどちらかというと、塚さんが言ったように、社会保障財源にも使えるような、もう少し幅広い、社会全体を見た税制であってほしいなと思う立場ですので、そこはいかがでしょうか。

○田島環境副大臣

税率、それから、税収規模等につきましては、この先、必要な CO₂ 削減効果とか、温暖化対策に必要な所要財源というものをやはり見極めて、具体的な税率水準とか規模を詰めていきたいというふうに考えてはおります。

使途につきましては、それこそ私どもの要望として骨子で挙げさせていただきましただけども、先ほども申し上げたとおり、階政務官からも御質問があったとおり、この税調の中でいろいろと皆様からの御意見をいただいた中で、その使途についての考え方は整理をしていけばいいのではないかと考えております。

○峰崎財務副大臣

長浜厚生労働副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

環境税の議論の中において、どうしても経産との調整ということがいつも入ります。ですから、環境省でスキームを組み立てろということになれば、それは当たり前ですが、環境に負荷をかけないように、あるいは今、御説明にあった CO₂25%削減のために負荷をかけるという発想の中でそれを組み立てていくわけですね。ですから、その税源を今度はどう使うかという議論の問題の提起に関しては、一般財源にするか、特定財源にするか等々を含めて、やはり税調というレベルで、仕切りと申しますか、リーダーシップを発揮していただかないと、多分、環境省だけに、環境税の担当なんだから組み立てろというのはなかなか難しいのではないかと申します。

明日、たばこ税をやりますが、私も健康の観点から発言をしたいと思いますけれども、その税源規模がいくらになって、それをどういう目的に使うかということは、やはり各省庁も縦割りを廃止すると言いながら自分の担当で話をするわけですから、より高い次元の税調の皆様方のリーダーシップでまとめていくことをお願いしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

何だか環境税に随分議論が集中しましたけれども、恐らく今後、重点要求の中で大変脚光を浴びる点だと思いますので、引き続き、しっかり議論していきたいというふうに思います。

○田島環境副大臣

よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、以上で終わりたいと思いますが、明日は11月6日の金曜日にもかかわらず、午後5時30分から、参議院の予算委員会が終わってからということになりますので、是非、午後7時までの間、お手元に配付しておりますけれども、財務省が午後5時30分から3分間説明し、2分間質疑というような短い時間になっておりますが、以下、総務省、農林水産省、厚生労働省、内閣府、外務省、防衛省ということで、時間が限られておりますので、メリハリのついた説明を心がけていただき、時間厳守でお願いいたします。

本日の会議は以上で終わります。本当に遅くまでありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなく、この

場所で行います。会見に参加されない方は速やかに退室願いたいと思います。
終わります。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。